

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により支部として従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費者の利益保護を図るため、宅地建物取引業の事業者及びその就労者に対する教育、研修及び指導を行い、宅地建物取引に精通する人材を育成する事業を行うとともに、宅地建物に関する知識を消費者に提供すること及び宅地建物取引の情報を提供する事業を行うことにより、流通市場の活性化を図り、安全な宅地建物取引の普及及び発達並びにより良い住環境の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に関する法令等の教育及び普及啓発を通じて、宅地建物取引業の健全な発展に寄与する人材を育てる事業
- (2) 消費者に対して正しい宅地建物取引知識を提供するとともに宅地建物の物件情報を提供すること及び宅地建物取引に関する相談業務を行うことによって、安全で円滑な宅地建物取引を促進する事業
- (3) 社会奉仕活動等、地域社会へ貢献することにより、地域のより良い住環境の形成に寄与する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

(1) 正会員

宅地建物取引業法により免許を受け、静岡県内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者で、この法人の目的に賛同して入会したものとする。

(2) 準会員

正会員が静岡県内に設置した従たる事務所の責任者又は他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者の静岡県内に設置した従たる事務所の責任者とする。

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、協力提携を行う団体又は個人とする。

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとするものは、理事会の定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会費を毎年度、4月及び10月の2回に分けて分納しなければならない。
- 3 納入した入会金及び会費は、返還を求めることができない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名及び懲戒)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、定款施行細則及び除名及び懲戒手続細則に定める方法により、除名については総会の決議によって、懲戒については理事会の決議によってすることができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名又は懲戒すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の決議を行う場合は、事前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 この法人は、除名又は懲戒したものに、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の任意退会及び除名の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 正会員又は準会員が宅地建物取引業法第66条第1項各号のいずれか又は第67条第1項に該当し、免許資格を喪失したとき。
- (4) 当該会員が死亡し又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、開催日の7日前までに、総会の日時、場所、目的である事項等を示し、すべての正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には14日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使す

ることができる。

- 3 準会員及び賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権を有しない。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、前条第2項の正会員及び第14条第3項の書面又は電磁的方法によって議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は議事に先立ち、出席した正会員の中から議事録署名人2名以上を指名し、総会の承認を得る。
- 3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以上60名以内
- (2) 監事 4名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 常務理事のうちから、別に定める委員会の委員長を選任する。

- 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうちから支部担当理事を置くこととする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、正会員(正会員が法人である場合はその代表者)のうちから総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち1名は会員以外から選任できるものとし、監事のうち1名は、会員以外の公認会計士又は税理士から選任しなければならない。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び支部担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会に

において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除又は限定)

第26条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定に基づき、理事会の決議によって、理事及び監事が負う同法第111条第1項の損害賠償責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額(以下「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定に基づき、外部理事及び外部監事との間で、外部理事及び外部監事が負う同法第111条第1項の損害賠償責任について、外部理事及び外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び支部担当理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、出席した理事のうちから選任する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たした

ときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は議事に先立ち、出席した理事の中から議事録署名人2名以上を指名し、理事会の承認を得る。
- 3 出席した会長、監事及び議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 支部

(支部)

第42条 この法人の支部は、第4条に規定する事業を具体的に行う組織とする。

2 支部の設立、併合、分離及び解散については、すべて理事会の承認を得て行う。

3 支部の運営は、支部ごとに定めた支部担当理事が統括する。

- 4 支部の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を得なければならない。

第12章 雑 則

(雑則)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 .この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 .この法人の最初の会長は市川宜克、副会長は初澤宣廣、櫻田芳宏、矢後芳博、専務理事は服部四四郎とする。
- 3 .一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。